

指名停止措置についての公表

● 指名停止を受けた業者

商号又は名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地
新明和工業株式会社	代表取締役 五十川 龍之	兵庫県宝塚市新明和町1-1

● 指名停止の内容

指名停止期間	令和7年4月14日から令和7年8月13日まで（4月）
指名停止の理由	<p>機械式駐車装置について、供給価格の低落防止を図るため、機械式駐車場設置工事の見積もり依頼に用いられる確認申請図に採用された企業を予め事前に供給予定者とし、それ以外の企業が、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示する手法により、供給予定者が供給できるようにしていた。</p> <p>このことが、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するとして、令和7年3月24日に公正取引委員会より排除措置命令と課徴金納付命令を受けたため。</p> <p>【香南市指名停止措置要綱】</p> <p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>「別表第2の第6号 県外の他の公共機関が発注した業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。」に該当</p>